年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、同賞与に係る記録については、支給日を平成15年7月4日、標準賞与額を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年7月

私が提出した賞与明細書のとおりA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年上期に係る賞与明細書の写し、A社が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同社の回答から判断すると、申立人は、15年7月4日にその主張する標準賞与額(32万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

九州(大分)厚生年金 事案 4916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 12 日は 8 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 13 万 5,000 円、16 年 8 月 12 日は 7 万 9,000 円、同年 12 月 24 日は 13 万 2,000 円、17 年 8 月 12 日は 7 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 13 万 4,000 円、18 年 8 月 11 日は 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日

- ② 平成15年12月25日
- ③ 平成16年8月12日
- ④ 平成16年12月24日
- ⑤ 平成17年8月12日
- ⑥ 平成17年12月22日
- ⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間 における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により 確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同 社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を 事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表並びに複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は8万4,000円、同年12月25日は13万5,000円、16年8月12日は7万9,000円、同年12月24日は13万2,000円、17年8月12日は7万7,000円、同年12月22日は13万4,000円、18年8月11日は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 4917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「平成 16 年 7 月分」と記載された賞与支給明細書により、A社から申立人に対し賞与が支給されたことが確認できるところ、申立人名義の金融機関の取引明細書により、賞与支給明細書に記載されている厚生年金保険料等が控除された額と同額が同年 8 月 12 日に振り込まれていることから判断すると、申立人は申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与支給明細書に記載されている賞与支給額及び保険料控除額から8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

九州(大分)厚生年金 事案 4918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 12 日は 7 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 13 万 5,000 円、16 年 8 月 12 日は 7 万 2,000 円、同年 12 月 24 日は 13 万 2,000 円、17 年 8 月 12 日は 7 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 13 万 4,000 円、18 年 8 月 11 日は 6 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日

- ② 平成15年12月25日
- ③ 平成16年8月12日
- ④ 平成16年12月24日
- ⑤ 平成17年8月12日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人名義の金融機関の「預金取引明細照会(流動性)」及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「預金取引明細照会(流動性)」及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は7万6,000円、同年12月25日は13万5,000円、16年8月12日は7万2,000円、同年12月24日は13万2,000円、17年8月12日は7万1,000円、同年12月22日は13万4,000円、18年8月11日は6万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州(宮崎)厚生年金 事案 4919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

昭和24年4月20日にA社に入社し、60年11月15日に退職するまで継続して勤務した。しかしながら、関連会社であるC社への出向からA社B事業所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があることが分かった。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した退職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和37年2月28日にC社からA社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る 厚生年金保険被保険者原票の昭和37年3月の記録から、3万3,000円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき る関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 4920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月10日から33年3月1日まで

② 昭和34年5月1日から36年3月14日まで

私の年金記録は、申立期間①のA社、申立期間②のB社(現在は、C 社)における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済 みとされている。

当時、脱退手当金の制度は知らず、請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の期間に勤務していた2事業所及び申立期間①と②の間の期間に勤務していた1事業所の被保険者期間が未請求となっている。特に申立期間①と②の間の期間に勤務していた事業所は申立期間①と同一の事業所であり、申立人は当該事業所に2度勤務した経緯を具体的に供述していることから、未請求となっている当該事業所に係る期間を申立人が失念するとは考え難い上、申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金を支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、B社で、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、資格喪失日から11か月後及び15か月後に支給決定されており、6か月以内に支給決定されているのは申立人のみである上、当該事業所における元社会保険事務担当

者が、「昭和36年当時、従業員に対して脱退手当金の制度を説明したことは無く、事業主が代理で請求することも無かった。」と供述していることから判断すると、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

九州(宮崎)厚生年金 事案 4921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

昭和 27 年 5 月 12 日にA社に入社し、平成 5 年 1 月 15 日に退職するまで継続して勤務した。しかしながら、関連会社である C 社への出向から A 社 B 事業所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があることが分かった。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した退職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 37 年 2 月 28 日にC社からA社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る 厚生年金保険被保険者原票の昭和37年3月の記録から、3万3,000円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年6月7日は10万7,000円、20年12月5日は23万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成16年6月7日

② 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成16年6月7日及び20年12月5日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 16 年 6 月 7 日に 10 万 7,500 円、20 年 12 月 5 日に 23 万 5,450 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成16年3月18日から17年1月20日までの期間及び20年10月12日から21年8月15日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、平成 16 年 6 月 7 日は 10 万 7,000 円、20 年 12 月 5 日は 23 万 5,000 円とすることが妥当である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成16年6月7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成16年6月7日に4万5,920円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成16年2月20日から同年11月20日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、4万5,000円とすることが妥当 である。

九州(熊本)厚生年金 事案 4924

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年6月7日は15万7,000円、18年12月7日は7万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成16年6月7日

② 平成18年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成16年6月7日及び18年12月7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 16 年 6 月 7 日に 15 万 7,590 円、18 年 12 月 7 日に 7 万 2,680 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成16年4月9日から17年2月11日までの期間及び18年7月17日から19年3月31日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、平成 16 年 6 月 7 日は 15 万 7,000 円、18 年 12 月 7 日は 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 4925

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月6日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成 16 年 12 月 6 日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 16 年 12 月 6 日に 10 万 6,880 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成16年9月6日から17年5月31日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、10万6,000円とすることが妥当 である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成18年6月7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 18 年 6 月 7 日に 12 万 7,110 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成18年2月28日から19年1月1日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、12万7,000円とすることが妥当 である。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 4927

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を56万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成 19 年 12 月 7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 19 年 12 月 7 日に 56 万 4,240 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成19年12月3日から20年10月6日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、56万4,000円とすることが妥当 である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成20年6月6日は17万1,000円、22年12月7日は7万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月6日

② 平成22年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成20年6月6日及び22年12月7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 20 年 6 月 6 日に 17 万 1,560 円、22 年 12 月 7 日に 7 万 5,770 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成20年4月21日から21年2月23日までの期間及び22年9月18日から23年3月31日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、平成 20 年 6 月 6 日は 17 万 1,000 円、22 年 12 月 7 日は 7 万 5,000 円とすることが妥当である。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 4929

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月5日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成 20 年 12 月 5 日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申 立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 20 年 12 月 5 日に 32 万 4,650 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成20年11月20日から21年9月23日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、32万4,000円とすることが妥当 である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成 22 年 12 月 7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 22 年 12 月 7 日に 6 万 260 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成22年7月29日から23年6月1日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、6万円とすることが妥当である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を2万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和62年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、育児休業期間中の平成 22 年 12 月 7日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与管理台帳により、申立人に対し、平成 22 年 12 月 7 日に 2 万 7,360 円の賞与が支給されたことが認められる。

また、厚生年金保険法第81条の2により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を行わないとされているところ、オンライン記録により、事業主は、平成22年7月23日から23年4月30日までの期間について、同条の規定に基づく育児休業取得者の申出を行ったことが認められる。

さらに、前述の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき標準賞与額に係る保険料の徴収が行われないことから、当該育児休業期間中である申立期間に係る賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の 賞与管理台帳により確認できる賞与額から、2万7,000円とすることが妥当 である。

九州 (大分) 厚生年金 事案 4932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 12 月 25 日、16 年 8 月 12 日、同年 12 月 24 日、17 年 8 月 12 日、同年 12 月 22 日、18 年 8 月 11 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15 年 12 月 25 日は 4 万円、16 年 8 月 12 日は 3 万円、同年 12 月 24 日は 4 万 9,000 円、17 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 5 万 8,000 円、18 年 8 月 11 日は 3 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日

- ② 平成 15 年 12 月 25 日
- ③ 平成16年8月12日
- ④ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑤ 平成17年8月12日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間②から⑦までについては、申立人が提出した当該期間に係る申

立人名義の金融機関の取引明細表及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は4 万円、16 年 8 月 12 日は3 万円、同年 12 月 24 日は4 万 9,000 円、17 年 8 月 12 日は3 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は5 万 8,000 円、18 年 8 月 11 日は3 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、 賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は千円単位の端数の無い額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与を支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額となっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州(大分)厚生年金 事案 4933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 12 月 25 日、16 年 8 月 12 日、同年 12 月 24 日、17 年 8 月 12 日、同年 12 月 22 日、18 年 8 月 11 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15 年 12 月 25 日は 4 万円、16 年 8 月 12 日は 3 万円、同年 12 月 24 日は 4 万 9,000 円、17 年 8 月 12 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 6 万 7,000 円、18 年 8 月 11 日は 3 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日

- ② 平成 15 年 12 月 25 日
- ③ 平成16年8月12日
- ④ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑤ 平成17年8月12日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間②から⑦までについては、申立人が提出した当該期間に係る申

立人名義の金融機関の取引明細表及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は4 万円、16 年 8 月 12 日は3 万円、同年 12 月 24 日は4 万 9,000 円、17 年 8 月 12 日は3 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は6 万 7,000 円、18 年 8 月 11 日は3 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、 賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、 千円単位の端数の無い額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保 険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になるこ とは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額となっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 4934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 12 月 24 日、17 年 8 月 12 日、同年 12 月 22 日、18 年 8 月 11 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16 年 12 月 24 日は 3 万 9,000 円、17 年 8 月 12 日、同年 12 月 22 日及び 18 年 8 月 11 日は 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日

- ② 平成16年8月12日
- ③ 平成 16 年 12 月 24 日
- ④ 平成17年8月12日
- ⑤ 平成17年12月22日
- ⑥ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、 これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間③から⑥までについては、申立人が提出した当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び申立期間における厚生年金保険の被

保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③から⑥までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年12月24日は3万9,000円、17年8月12日、同年12月22日及び18年8月11日は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①及び②については、前述の取引明細表によりA社から申立人 に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①及び②の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①及び②の期間において賞与 が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額がそ れぞれ千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与か らは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることは できない。

九州(福岡)国民年金 事案 2723

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 46 年 5 月までの期間及び 52 年 3 月から 62 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から46年5月まで

② 昭和52年3月から62年7月まで

私が大学在学中の昭和 40 年頃、両親が私の国民年金の加入手続を行い、 申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②については、父から国民の義務だからと言われ、私が 保険料を納付していた。

申立期間①及び②について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が大学在学中の昭和 40 年頃、両親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②については、父から国民の義務だからと言われ、私が保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿(管理簿)により、平成7年2月28日に同市同区で払い出され、かつ、オンライン記録により、申立人は20歳到達日(昭和40年*月*日)に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、前述の払出時点(平成7年2月28日)までは、国民年金に未加入であり、申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間① に係る保険料の納付をしていたとしているところ、その両親は既に死亡して いることから、これらの状況が不明である上、申立期間②に係る保険料を納 付していたとする申立人は、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶 が明確でなく、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる 事情は見当たらず、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付したこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(大分)国民年金 事案 2724

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、59年1月、同年2月及び同年3月から61年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から51年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

③ 昭和59年1月及び同年2月まで

④ 昭和59年3月から61年3月まで

申立期間①及び②について、私は、昭和 48 年 5 月から 52 年 3 月まで A 職として住み込みで働いており、勤務先の雇用主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間③について、私の夫は厚生年金保険に加入していたため、私は 国民年金に任意加入し、保険料を夫の金融機関口座から振替により納付し ていたが、昭和59年1月及び同年2月が未納とされている。

申立期間④については、私は任意加入被保険者資格の喪失の届出を行っておらず、保険料を夫の金融機関口座から振替により納付していたにもかかわらず、未加入期間とされている。

申立期間について、納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、勤務先の雇用主が申立人の国民 年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っていたと主張してい るが、当該雇用主は申立人の加入手続及び保険料納付を行っていないと供 述している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳では申立期間①及び② における保険料は未納とされていることが確認できる。

また、B市の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日欄に「51.10.15」と記載されていること、及び申立人の

記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から、申立 人の記号番号は昭和 51 年 10 月頃に払い出されたことが推認でき、当該払 出しの時期において申立期間①のうち 48 年 5 月から 49 年 6 月までの期間 は、時効により保険料を納付することができない期間である。

2 申立期間③及び④について、申立人は国民年金の任意加入被保険者として、申立人の夫の金融機関口座から振替により保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、オンライン記録と同様に、申立人が任意加入被保険者の資格を昭和59年3月5日に喪失している旨の記載が確認できるところ、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳にも同様の記載が確認できる。したがって、申立期間④は、国民年金の任意加入対象期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。仮に、申立期間③及び④において口座振替が行われた場合、昭和59年3月から61年3月までの保険料が過誤納付となり還付の必要が生じることとなるが、同市の被保険者名簿及びオンライン記録には、過誤納付及び還付に関する記録は無い。

なお、申立人が口座振替をしていたと主張している金融機関は、当時の 資料は保管していないと回答しており、申立期間③及び④に係る保険料が 口座振替により納付されたことを確認できない。

3 申立人が全ての申立期間について保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。